

## ECサイト新規構築等事業費補助金交付要綱実施要領

### (目的)

第1条 この実施要領は、ECサイト新規構築等事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施について定めるものとする。

### (補助対象経費の範囲)

第2条 補助対象経費は事業実施期間内において発生したもので、補助事業者によって支払が完了した経費とする。

2 前項の事業実施期間とは、補助対象事業に着手した日（補助金の交付の申請をする日の属する年度の4月1日以降に限る。）から、補助対象事業の完了の日とする。

### (補助金の対象となる事業者の要件)

第3条 要綱に定める要件のほか、補助金の対象となる事業者は、次の要件を備えたものでなければならない。

- 一 県内産業及び産地の活性化に取り組んでいること。
- 二 補助事業を実施する意欲と能力を有すること。
- 三 財政が健全であること。

### (補助事業採択の基準)

第4条 補助事業採択の基準は、次のとおりとする。なお、交付の決定に当たっては、必要に応じ、専門家の意見を聴取することができるものとする。

- 一 実現可能性が高く具体的な計画であること。
- 二 社会情勢及び市場ニーズに合致していること。
- 三 継続性及び発展性が認められること。
- 四 県内産業及び産地の活性化に寄与するものであること。
- 五 法令に違反するものでないこと。
- 六 その他知事が不適切と認める事項がないこと。

2 補助金の交付の申請の総額が予算の範囲を超えるときは、前項の専門家の意見を踏まえ、申請額を減じて交付決定することができる。

### (補助金の交付決定)

第5条 規則第7条の規定による補助金の交付の決定通知の様式は、別記第1号様式により、また、不採択決定通知は、別記第2号様式により行うものとする。

2 知事は規則第7条の規定により交付の決定を行う場合において、要綱第5条第4項により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適正と認めるときには、当該消費税等仕入れ控除税額を減額するものとする。

3 知事は、要綱第5条第4項ただし書きの規定の適用を受けて交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(補助金の額の確定)

第6条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知の様式は、別記第3号様式とする。

(実績報告書の提出期限)

第7条 要綱第8条第5項の知事が別に定める場合とは、交付決定前に補助対象事業が完了する場合とし、その場合の報告期限は交付決定日から起算して30日以内とする。

(収益納付)

第8条 知事は補助事業者が行う事業実施期間内に、収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

2 補助事業者は、事業実施期間内に発生した収益について別記4号様式により、県に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要領は、令和2年10月23日から施行し、令和2年4月1日以後に実施した補助対象事業に係る補助金から適用する。